

監査委員公表第1号

定例監査結果報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定例監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月9日

戸田市監査委員 小川 千恵子

戸田市監査委員 矢澤 青河

令和4年3月9日

令和3年度 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を戸田市監査委員監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査対象

(1) 対象工事

令和3年度上戸田川整備工事

(2) 対象課所

水安全部 河川課

総務部 管財入札課

2 監査期間

令和3年12月15日から令和4年3月8日まで

3 監査の着眼点(評価項目)

(1) 計画(事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等)

(2) 設計(設計基準等)

(3) 積算(積算基準、積算条件等)

(4) 契約(業者の選定、落札率等)

(5) 工事監理・検査(工事実施体制、諸手続き、資格)

(6) 施工(施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等)

(7) 維持管理

(8) 委託業務

4 監査の実施内容

業務委託による工事技術調査は、2名の調査員が監査委員立会いの下、監査対象部署（水安全部河川課、総務部管財入札課、工事受注会社）に対し質疑応答により書類並びに工事現場を確認した。

5 監査の結果

監査対象となった事務について、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、指摘事項及び指導事項に該当しないものの、今後の事務執行に向け留意すべきと注意を喚起する事項については、工事技術調査員を通じて関係者に留意するよう求めたところである。